
枚方市地域包括支援センター
運営候補者選定に関する募集要項



枚方市健康福祉部健康づくり課

目次

1. 募集概要	1ページ
2. 募集日常生活圏域	
3. 実施業務	
4. 人員配置	2ページ
5. 委託契約期間	
6. 開所日・開所時間	
7. 開所に必要な物品等	3ページ
8. 貸与物品等	
9. 委託料等	
10. 申込資格	4ページ
11. 申込書類	5ページ
12. 募集要項及び申込書類の配布	6ページ
13. 質疑	
14. 申込書類の受付	
15. 選定	7ページ
16. その他留意事項	9ページ
17. 選定及び開設スケジュール(予定)	

1. 募集概要

介護保険法(以下「法」という。)第 115 条の 46 第1項により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第9期)(以下「計画」という。)に規定する日常生活圏域を担当エリアとして市内に 13 か所設置されています。

この計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、今回、第1日常生活圏域のセンターを運営する候補者(以下「候補者」という。)を募集します。

2. 募集日常生活圏域

第1日常生活圏域で、担当エリアは樟葉小学校区、樟葉南小学校区、樟葉北小学校区の3小学校区です。

日常生活圏域図は、別添「こんにちは地域包括支援センターです！」参照して下さい。
圏域統計(令和7年4月1日現在)

人口	高齢者人口	高齢化率
27,817 人	7,640 人	27.5%
要支援認定者数	ケアプラン作成数	うち、業務委託数
502 人	285 件	133 件

3. 実施業務

(1)包括的支援事業(法第 115 条の 46 第1項)

- ① 介護予防ケアマネジメント業務(法第 115 条の 45 第1項第1号ニ)
- ② 総合相談支援業務(法第 115 条の 45 条第2項第1号)
- ③ 権利擁護業務(法第 115 条の 45 第2項第2号)
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第 115 条の 45 第2項第3号)
- ⑤ 地域ケア会議の運営(法第 115 条の 48)
- ⑥ 生活支援体制整備事業(法第 115 条の 45 第2項第5号)
- ⑦ 社会資源機能強化事務
- ⑧ 認知症地域支援推進員設置事務
- ⑨ 在宅医療・介護連携推進事務(法第 115 条の 45 第2項第4号)

(2)事業計画の策定業務(法第 115 条の 46 第4項)

(3)指定介護予防支援事業(法第 115 条の 23)

枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例等に基づく業務

4. 人員配置

(1)センター所長兼指定介護予防支援事業所の管理者(専従1名)

職種は指定しません。

(2)保健師等(専従かつ常勤1名)

① 保健師

② 地域ケア、地域保健等の経験のある看護師(訪問看護事業所、介護保険施設、グループホームや通所介護事業所等の介護保険関連施設等で概ね1年以上の経験がある者とし、ケアプラン作成に関する知識及び能力を有している者。准看護師は不可)

(3)社会福祉士等(専従かつ常勤1名)

① 社会福祉士

② 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(4)主任介護支援専門員(専従かつ常勤1名)

(5)保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち、いずれかの職種の職員(専従かつ常勤1名)

主任介護支援専門員等とは、主任介護支援専門員のほか、令和8年4月1日時点でセンターが育成計画を策定しており、センターに配置された主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問いません)した期間が通算5年以上である者を指します。

(6)その他補助職員(兼業可、非常勤可1名)

職種は指定しません。

※ 上記(2)～(5)について、申込時点で資格を有していなくても、令和8年3月31日までに資格を取得する要件を満たすことが確認できる書類、及び令和8年3月31日までに資格を取得することを誓約する書類の提出により資格を有する者とみなします。

5. 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 開所日・開所時間

開所日は、月曜日から金曜日(祝日と12月29日から1月3日までの年末年始は除く)で、開所時間は、午前9時から午後5時30分とします。

なお、虐待等への緊急時の対応等の場合も想定し、センター職員に対して速やかに連絡がとれるようセンター備え付け電話に留守番機能を持たせること等を含め体制を整備するものとします。

7. 開所に必要な物品等

- (1)開所場所(土地・建物)
- (2)机、椅子、電話機等の事務用品
- (3)更衣ロッカー
- (4)インターネットに接続できるPC 端末及びネットワーク機器
- (5)その他運営に必要な備品一式

8. 貸与物品等

- (1)庁内ネットワーク用の専用回線使用料
- (2)被服(ポロシャツ、ブルゾン(厚手と薄手のもの))
- (3)包括的支援事業で使用するケースファイル
- (4)PC 端末6台、プリンタ1台及び周辺機器(マウス、USB、テンキー)
ただし、プリンタトナー等の消耗品は法人の負担とします。
- (5)シュレッダー
- (6)スチールロッカー(書庫)1台
- (7)握力計、メジャー

9. 委託料等

センターの運営は、委託料と介護報酬で賄われます。

- (1)委託料(税込み)(令和6年度時点)
 - ① 包括的支援事業委託分
年額 34,360,000 円
 - ② 「ひらかた元気くらわんか体操」及び「ひらかた夢かなえるエクササイズ」事業実施委託分
 - (ア)普及出前講座 1グループ1回当たり 12,000 円
 - (イ)スタート支援講座 1グループ1回当たり 45,000 円
 - (ウ)継続支援講座 1グループ1回当たり 12,000 円
 - ③ 高齢者元気はつらつ健康づくり事業委託分
 - (ア)会場使用料を支払う場合 講座 1回当たり 30,600 円
 - (イ)会場使用料が不要な場合 講座 1回当たり 28,000 円
 - ④ 介護予防ケアマネジメント業務委託分
 - (ア)基本部分 1件につき 4,729 円
 - ア 高齢者虐待防止措置未実施減算がある場合 1件につき 4,686 円
 - イ 業務継続計画未策定減算がある場合 1件につき 4,686 円
 - ウ 上記アとイがともにある場合 1件につき 4,643 円
 - (イ)初回加算部分 1件につき 3,210 円

(ウ)委託連携加算部分 1件につき 3,210 円

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託分

(ア)ハイリスクアプローチの実施 対象者1人当たりの訪問 8,250 円

電話 2,750 円

(イ)ポピュレーションアプローチの実施 1校区当たり 46,750 円

(ウ)通信運搬費、消耗品及び講師謝礼 上限 110,000 円

(2)介護報酬

① 介護予防支援に対する報酬は、厚生労働大臣が定める算定基準により算定します。

② 第1号介護予防に対する報酬は、「枚方市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」に基づき算定します。

ただし、①②において、居宅介護支援事業者に業務委託する場合の業務委託料は次の表のとおりとします。

項目	センター報酬	業務委託料(税込)
介護予防支援費	944 円	3,785 円
高齢者虐待防止措置未実施減算がある場合	936 円	3,750 円
業務継続計画未策定減算がある場合	936 円	3,750 円
上記いずれの減算もある場合	928 円	3,715 円
初回加算	710 円	2,500 円

(3)支払方法

① 包括的支援事業委託分(上記(1)①)

受託者からの請求に基づき、11回の分割払+完了払の年間12回払とします。

② 各事業等委託分(上記(1)②～⑤)

受託者からの請求及び各事業等における単価設計に基づいた実績支払とします。

③ 介護報酬(上記(2)①②)

国保連合会における点検・審査を経て支払われます。

10. 申込資格

(1)法人種別

既に事業活動している社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人または営利法人等の法人であること。

(2)欠格事由

① 法人、代表者及び役員(就任予定者含む)が、法第115条の22第2項各号に該当しないこと。

② 法人、代表者及び役員(就任予定者含む)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団、または、同法第2条第6項に規定する暴力団員、大阪府暴力排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

③ 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。

(3)その他

公正性・中立性の観点から、担当する日常生活圏域で介護保険事業を実施していないこと。ただし、当該事業所の設置が特に必要であると市長が認めるときは、この限りではない。

11. 申込書類

(1)申込書類(任意書類以外は必ず提出してください。)

① 枚方市地域包括支援センター運営候補者申込書

② 誓約書

③ 法人役員名簿及び役員等経歴書

④-1 事業所一覧

④-2 事業所位置図

⑤ 事業計画書

⑥ 職員配置計画書

添付資料:研修受講修了証・登録済証・免許状の写し、経歴書

⑦ 法人実績調書

添付資料:法人の定款または寄付行為等

⑧ 研修計画書

⑨ 財務諸表

(ア)法人の残高証明書(令和7年5月31日現在)

(イ)別表を含む法人税申告書及び決算書一式

(勘定科目内訳明細書を含む。直近3カ年分。原本証明要)

(ウ)法人及び代表者の納税証明書

国税:税務署様式「その3の2」及び「その3の3」

市税:市様式の滞納無証明書

⑩ 任意書類(経理規定、就業規則、組織図、パンフレット等)

(2)留意事項

① 申込書類(添付資料含む)については、項目ごとにインデックスをつけた上で、A4判縦長の横開きファイルに綴り、正本1部、副本(写し)11部を同時に提出してください。カラー印刷の資料については、副本も同様とします。

② 枚方市地域包括支援センター運営候補者申込書類一覧兼チェックシートを正本1部に添付の上、提出してください。

12. 募集要項及び申込書類の配布

(1) 配布期間

令和7年4月 16 日(水)～令和7年6月 25 日(水)

9時～12 時、13 時～17 時

ただし、土・日曜、祝日は配布を行いません。

(2) 配布場所

枚方市大垣内町2丁目1番 20 号

枚方市役所本館3階 健康づくり課

電話 072-841-1458

※ 募集要項及び申込書類については、市ホームページからもダウンロードできます。

13. 質疑

(1) 質疑受付期間

令和7年4月 21 日(月)～令和7年5月9日(金)正午必着

※ 質問は下記メールアドレスへ送信してください。電話、FAX、来所による方法での質問は受け付けません。様式は自由ですが、件名に「枚方市地域包括支援センター運営候補者選定に関する質疑(申込予定法人名)」を明記し、申込予定法人名、電話番号、メールアドレス、担当者名等を明記の上、質問事項を箇条書きかつ簡潔にまとめて記載してください。

(2) 質疑送付先

健康づくり課メールアドレス kenkokaigo@city.hirakata.osaka.jp

(3) 回答公開期間

令和7年5月 21 日(水)13 時～令和7年6月 25 日(水)17 時

※ 市ホームページに掲載します。なお、回答内容は、本募集要項と一体のものとして取り扱いますので、必ず参照してください。

14. 申込書類の受付

(1) 受付日時

令和7年6月 23 日(月)～令和7年6月 25 日(水)

各日とも9時～17 時

※ 事前に日時を連絡の上お越してください。

(2) 受付場所

枚方市役所本館3階 健康づくり課

(3) 受付に係る留意事項

- ① 受付日時以外は、理由の如何に関わらず受付を行いません。また、提出後の申込書類は、市が認める場合を除き変更・追加は認めません。

- ② 市が別に期間を定めて行う申込書類の補正に応じられない場合は、申込を辞退したものととして処理します。
- ③ 来所による申込書類の提出しか受け付けません。
- ④ 申込書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は失格とします。また、不備があった場合も同様の取扱いとなる可能性があります。
- ⑤ 申込書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- ⑥ 申込に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

15. 選定

(1)選定方法

枚方市地域包括支援センター運営等審議会(以下「審議会」という。)に候補者の選定について諮問し、審議会からの答申を受け、市が候補者を決定します。

(2)審議会の構成

学識経験のある者	3人
保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者	6人
関係団体を代表する者	2人

(3)書面審査・ヒアリング

審議会では、次項の選定基準に基づき、書面審査を実施し、その後ヒアリングを実施します。ヒアリングの日時等詳細については文書で通知します。ヒアリングの際、審議会から求めがあった場合を除き、申込書類等の提出時に添付していなかった資料等を新たに提出することはできませんのでご注意ください。

(4)評価項目

選定に当たっては、本募集要項、各関係法令に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、以下の評価項目に沿って審査し、点数評価します。

選定基準

評価項目	評価内容	確認資料
1. センターの運営方針及び運営理由	(1)センターの運営方針	事業計画書
	(2)本市でセンターを運営する理由(応募動機)	
	(3)センターの運営における公正性・中立性	
2. センターの業務に対する取組方針・考え方	(4)地域ケア会議の運営について	
	(5)総合相談におけるワンストップサービスについて	

2. センターの業務に対する取組方針・考え方	(6)多職種協働でのチームアプローチについて	事業計画書
	(7)地域ネットワーク構築を踏まえたインフォーマルな社会資源との連携について	
	(8)地域住民への啓発・交流活動(介護予防、認知症、在宅医療・介護連携等)について	
	(9)介護支援専門員に対する個別的ケアマネジメント支援について	
	(10)成年後見制度について	
	(11)困難事例の対応について	
	(12)介護予防ケアマネジメントについて	
	(13)高齢者虐待の対応について	
	(14)在宅医療・介護連携の推進における多職種との連携について	
	(15)生活支援体制整備事業(第2層協議体)について	
	(16)認知症施策の推進における認知症地域支援推進員やチームオレンジの活動について	
	(17)要支援者に対する介護予防支援業務について	
3. コンプライアンス・個人情報保護の考え方	(18)コンプライアンスに関する考え方	事業計画書
	(19)個人情報保護に関する考え方	
4. 人材の確保・育成	(20)職員配置	職員配置計画書
	(21)職員の離職対策	
	(22)人材の育成	研修計画書
5. 地域における法人実績	(23)保健・福祉・医療分野における法人の取組み	法人実績調書
6. 運営にかかる資金計画	(24)運営法人の経営基盤	財務諸表

(5) 候補者の決定

- ① 書面審査及びヒアリングの結果等を踏まえ、審議会において評価項目の評価得点の高い法人を候補者として決定します。ただし、最高得点者であっても、基準点(満点の5割である125点)に満たない場合など、評価内容が一定の基準を満たしていない場合は、候補者として選定しません。
- ② ①の結果、評価得点が高点となった場合、評価項目のうち、「センターの運営方針及び運営理由」、「センターの業務に対する取組方針・考え方」、「人材の確保・育成」の評価得点の合計が高い法人を上位とし、順位を決めます。
- ③ 候補者として決定した後に辞退する等により、運営できないと市が判断した場合、基準点を上回っている次点であった法人と協議を行います。
- ④ 選定結果については、申込を受け付けたすべての法人に対し、評価得点の合計及び順位を文書で通知します。事前の問い合わせには応じません。

16. その他留意事項

- (1) 申込みの際の提出書類等、選定に係る内容で不正または虚偽の内容があった場合は、候補者としての決定を取り消す可能性があります。
- (2) 申込法人または関係者は、本件選定に関係する何らかの働きかけのために、直接または間接的に市職員、審議会委員等の関係者に接触を図った場合においても候補者として決定を取り消す可能性があります。
- (3) 候補者の決定後、申込資格を満たさなくなった場合、職員配置等の実施体制に変更があった場合、市が主催する従事予定者研修を欠席した場合は、候補者としての決定を取り消す可能性があります。
- (4) 事業計画の中止や候補者として決定されなかったことによる一切の損害等について、市は責任を負いません。

17. 選定及び開設スケジュール(予定)

令和7年4月	【募集要項及び申込書類の配布】16日(水)～6月25日(水) 【質疑受付】21日(月)～5月9日(金)
5月	【質疑回答公開】21日(水)～6月25日(水)
6月	【申込書受付】23日(月)～25日(水)
8月	【選定の実施(書面審査・ヒアリング)】
9月	【選定結果の通知】

10月	【協定締結】
令和8年2月	【各種届出・申請】センター設置届、指定介護予防支援事業所に係る申請 【研修実施】センター従事予定者研修受講
3月	【引継ぎ】
4月	【開設】

- (1)センター従事予定者研修(3日間程度)については、市との協議の上、令和8年3月末までに受講するものとします。
- (2)令和8年4月1日から候補者が滞りなく業務を開始することができるよう、既存のセンター、候補者及び市が協力し業務の引継ぎを行うこととします。
- (3)センター従事予定者を対象とした研修及び業務の引継ぎに対して公費負担はなく、準備のために必要な費用は候補者の負担とします。
- (4)土地・建物を新たに確保しセンターを開所する場合は、令和8年1月末までに市による現地確認を踏まえた協議が完了している必要があります。